

各 (地区地域包括支援センター
居宅介護支援事業所) 管理者 様

都城市介護保険課長
(公 印 省 略)

(介護予防) 居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について (通知)

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々御対応いただき、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、居宅サービス事業所においては、休業要請に基づく休業や事業所の人員不足等により、サービス提供が困難となる可能性も見込まれますが、介護サービスが欠かせない利用者に対しては、継続的かつ包括的にサービスを提供する必要がある、(介護予防) 居宅介護支援事業所 (以下、「居宅介護支援事業所」という。) の役割が重要となります。

つきましては、下記の内容を御確認の上、対応をお願いします。

記

1 感染予防対策・備え

- (1) 国通知や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に、感染予防対策を改めて徹底してください。
- (2) 感染症発生時に、介護サービスが不可欠な利用者へサービスの提供を円滑かつ継続的に行っていくため、「利用者の状態から想定される介護サービス」や「休業時における代替サービス提供に係る利用者及び家族の意向」等をあらかじめ把握するよう努めてください。

2 通所系サービス事業所等におけるサービス提供の確保について

(1) 確保までの流れ

通所系サービス事業所等が休業となった場合、当該通所系サービス事業所等の職員が訪問してサービス提供を行うなど、訪問等によるサービスの提供が想定されます。

このとき、①当該事業所や居宅介護支援事業所は、利用者に対して休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと、②居宅介護支援事業所を中心に、代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保することが必要です。

(2) 請求について

月末にサービス提供事業所から代替サービス提供状況の報告をもらい、その実績に基づいて請求事務を行ってください。

(裏面あり)

(3) 通所系サービス事業所等において訪問サービスの提供等を行った場合の居宅サービス計画の変更について

当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮してのサービスの提供や、通所系サービス事業所による訪問サービスの提供を行う場合等、サービスの提供時間や内容等の変更を行った場合等については、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えありません。また、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要ですが、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えありません。なお、同意については最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで問題ありません。（介護保険最新情報 vol. 816 等を参照）

3 職員や利用者等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した（PCR検査の対象となった）場合

介護保険課 指導担当又は包括ケア担当へ速やかに一報を入れ、事故報告書を御提出ください。

4 報告先

介護保険課 指導担当又は包括ケア担当

開庁時と閉庁時で連絡先が異なります。閉庁時の場合は、①②について、警備員にお伝えください。

開庁時（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

- ・ 介護保険課 指導担当直通 0986-23-2688
- ・ 介護保険課 包括ケア担当直通 0986-23-2685

閉庁時（夜間、休日・祝日等）

- ・ 都城市役所 代表電話 0986-23-2111（警備員室に繋がります。）
- ①介護保険課へ連絡してほしいこと
- ②事業所名、担当者名、担当者連絡先

5 留意事項

令和2年2月28日付都介第1852号にて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険サービス事業所の対応方針について」を通知しました。居宅介護支援事業所において、居宅への訪問や面会ができない状況が長期化している場合は、電話等により連絡をこまめに行い、利用者の状況把握（健康状態、食事摂取状況や入浴頻度、家族の健康状態等）を適切に行っていただきますようお願いいたします。

（文書取扱 指導担当）
電話 0986-23-2688